

生活者支援

- (1) 住民税均等割のみ課税世帯への「物価高騰対応重点支援給付金」の給付
1世帯当たり10万円の給付
- (2) 低所得の子育て世帯への「物価高騰対応重点支援給付金」の給付
児童1人当たり5万円の給付

※山口市経済対策第16弾については、令和5年12月7日に公表しています。

令和6年1月15日公表
(令和5年12月22日専決)

(1) 住民税均等割のみ課税世帯への「物価高騰対応重点支援給付金」の給付

令和5年度補正予算第10号【予算額：340,000千円】

住民税均等割のみ課税世帯に対する1世帯当たり10万円の給付

事業内容 物価高騰の影響を特に受けている令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対する国の支援制度として、「物価高騰対応重点支援給付金」（1世帯当たり10万円）を給付します。

対象 令和5年度の住民税が均等割のみ課税世帯
(住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く)

給付額 1世帯当たり10万円

給付方法等 プッシュ型方式（申請不要）により給付・・・給付時期は調整中

担当課：健康福祉部 地域福祉課（電話：083-934-2790）

(2) 低所得の子育て世帯への「物価高騰対応重点支援給付金」の給付

令和5年度補正予算第10号【予算額：192,000千円】

低所得の子育て世帯に対する児童1人当たり5万円の給付

事業内容

物価高騰の影響を特に受けている低所得の子育て世帯に対する国の支援制度として、児童1人当たり5万円の「物価高騰対応重点支援給付金」を給付します。

対象

- ①令和5年度の住民税が非課税の世帯であって、18歳以下の児童がいる世帯
(住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く)
- ②令和5年度の住民税が均等割のみ課税世帯であって、18歳以下の児童がいる世帯

給付額

児童1人当たり一律5万円

給付方法等

原則、プッシュ型方式(申請不要)により給付・・・給付時期は調整中

担当課：こども未来部 こども未来課(電話：083-934-2797)